

青森県消防広域化推進計画

平成20年 3 月

(平成25年 5 月一部変更)

青 森 県

目 次

はじめに	1
1 消防広域化の新たな推進方策	1
2 県における方針	1
3 計画に定める事項	1
4 計画の期間	2
第1章 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項	3
1 市町村の消防の広域化の必要性	3
2 市町村の消防の広域化の基本方針	4
（1）消防組織法における基本的な考え方	4
（2）広域化の規模についての国の基本方針	4
3 市町村の消防の広域化に対する県の基本的考え方	4
（1）今後の消防の果たすべき役割	4
（2）推進方策	5
第2章 市町村の消防の現況及び将来の見通し	6
1 市町村消防の現況	6
（1）これまでの消防の広域化	6
（2）消防本部の現状	6
（3）管轄人口及び管轄面積の現状	7
（4）消防吏員等の現状	7
（5）消防力の現状	7
2 消防の現状及び将来の見通し	8
（1）人口減少等による影響	8
① 県内人口の見込み	8
② 県内の高齢化率	8
③ 消防職員の高年齢化状況	8
（2）火災発生状況、予防業務及び防火対象物の推移	9
① 火災発生状況	9
② 予防業務	9
③ 防火対象物の推移	9
（3）危険物業務	10
（4）救急業務	10

第3章 自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村（広域化対象市町村）の組合せ	11
1 市町村の消防の広域化推進の基本的考え方	11
2 広域化対象市町村の組合せ及びその理由	11
(1) 広域化対象市町村の組合せ	11
(2) 組合せの理由	12
第4章 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項	15
1 広域化を推進するための体制の整備	15
2 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等	15
3 各市町村に対する情報提供、協議への参画等	15
4 関係市町村間の協議の積極的な推奨、調整等	15
第5章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項	16
1 広域化後の消防の体制の整備	16
2 構成市町村等間の関係	16
3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策	16
(1) 組合の方式による場合	16
(2) 事務委託の方式による場合	17
第6章 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項	18
1 消防団との連携の確保	18
2 市町村防災・国民保護担当部局との連携の確保	18
参考資料	21

はじめに

1 消防広域化の新たな推進方策

国においては、災害や事故の多様化・大規模化、住民ニーズの多様化等、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応するとともに、将来人口の減少に伴う消防本部の管轄人口の減少を踏まえて、市町村の消防体制の整備、確立を図る必要があるとして、平成18年6月に消防組織法（昭和22年法律第226号）を一部改正し、その中で「第4章 市町村の消防の広域化」を新たに加え、市町村消防の広域化推進に係る規定が新たに盛り込まれました。

また、同年7月には、消防組織法第32条第1項の規定に基づき、市町村の消防の広域化を推進するとともに広域化が行われた後の円滑な運営を確保するために、消防庁長官が策定することとされた「市町村の消防の広域化に関する基本指針（以下「基本指針」という。）」が示されました。

都道府県は、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、広域化の対象となる市町村（以下「広域化対象市町村」という。）の組合せや広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的事項等を内容とする「都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画（以下「推進計画」という。）」を定めるものとされました。

2 県における方針

消防を取り巻く環境の変化等に的確に対応していくためには、県内の市町村の消防体制の整備及び確立を図っていく必要があり、消防広域化は有効な手段の一つであることから、積極的に推進していく必要があります。

このため、県は、消防組織法第33条の規定に基づき、推進計画を策定するものです。

3 計画に定める事項

推進計画には、消防組織法第33条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を定めることとします。

- (1) 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- (2) 市町村の消防の現況及び将来の見通し
- (3) (2)の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な消防の広域化の対象となる市町村の組合せ
- (4) (3)の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

- (5) 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- (6) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

4 計画の期間

消防組織法及び基本指針において、各広域化対象市町村による消防広域化実現の期限については、基本指針が定められた当初の期限である平成24年度末から5年程度後の平成30年4月1日までに実現することとされています。

本計画においても、推進計画を策定した当初の計画期間を5年程度延長し、平成30年4月1日までを計画期間とします。

第1章 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1 市町村の消防の広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があります。

しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘され、消防体制としては必ずしも十分でない場合があります。

これを克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効です。

具体的には広域化によって、

- ① 災害発生時における初動体制の強化
- ② 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- ③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- ④ 救急業務や予防業務の高度化及び専門化
- ⑤ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- ⑥ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待され、こうしたことから、これまでも自主的な市町村の消防の広域化が推進されてきたところです。

全国の消防本部の数は、市町村合併の進展とも相まって、最も多かった平成3年10月の936本部から、平成19年4月には807本部にまで減少していますが、半数以上の消防本部が管轄人口10万人未満であり、広域化が十分に進んだとは言えない状況にあります。

また、わが国の総人口は、明治期以降増加を続け、平成17年時点で1億2,777万人に達しましたが、その後は減少に転じ、長期にわたる減少局面を経験していくと見込まれています。

また、この少子高齢化は、消防本部とともに地域の消防を担っている消防団員の確保に関しても大変懸念される要素でもあります。

このような状況から、市町村の消防体制の整備及び確立を図るためには、今後ともより一層自主的な市町村の消防の広域化を推進することが必要です。

本県においては、県内の総人口は昭和60年をピークに減少局面に入り、平成17年国勢調査では約1,437千人となり、今後も出生数の低下や人口流出などにより将来人口が減少する一方で、老年人口も増加していくと予想されています。人口の減少や高齢化の推移は、これまで経験したことのないものであり、高齢者の

増加に伴う急病による救急出場の機会がさらに増加することが予測される一方で、消防本部の管轄人口の減少に伴う消防本部の規模縮小が消防事務の遂行に影響することが懸念され、住民が期待する消防体制を確保するためにも広域化は避けて通れない課題と考えられます。

2 市町村の消防の広域化の基本方針

(1) 消防組織法における基本的な考え方

平成18年6月に改正された消防組織法では、市町村の消防の広域化に関し、次の事項について定めています。

- ① 市町村の消防の広域化の理念及び定義
- ② 消防庁長官による基本指針の策定
- ③ 都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事の関与等
- ④ 広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成
- ⑤ 国の援助及び地方債の特別の配慮

この市町村の消防の広域化は、消防体制の整備及び確立を図ることを旨として行い、広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことはあってはなりません。

また、市町村の消防の広域化の定義では、二つ以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理すること、または市町村が他の市町村に消防事務を委託することとされています。

そして、広域化の対象は、いわゆる常備消防であり、消防団はその対象とはなっていません。

(2) 広域化の規模についての国の基本方針

一般論として消防本部の規模は、大きいほど災害への対応能力が強化されることになり、また、組織管理、財政運営上からも望ましいとされ、その上で現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等を考えると管轄人口の観点から概ね30万人以上の規模を一つの目標とすることが適当であるとされています。

ただし、管轄面積の広狭、交通事情、地理的条件、広域行政、人口密度及び人口動態等の地域の事情を十分考慮する必要があるとしています。

3 市町村の消防の広域化に対する県の基本的考え方

(1) 今後の消防の果たすべき役割

市町村の消防においては、今後とも、大規模災害への迅速な対応や予防業務の強化、救急・救命業務のさらなる高度化等をはじめとする消防を取り巻く環境の

変化への対応、住民から求められる役割に的確に対応していく必要があります。

また、昨今の厳しい財政状況、今後の人口減少時代や高齢社会を見据えた運営が重要となります。

これらの課題を解決し、消防体制の充実・強化を図ることが、今後の市町村の消防には求められています。

消防は、これまで幾多の災害を経験してきましたが、近年の自然災害の多発や事故の多様化・大規模化、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など切迫性の指摘されている大規模地震対策、国民保護対策の充実強化など、住民の消防、防災への関心、ニーズがますます大きくなっています。

このような状況を踏まえ、消防防災対策の根幹となる消防機関においては、いかなる事案に対しても初期の段階から的確に対応し、住民の期待と信頼に応えていく体制の整備、確立が強く求められています。

(2) 推進方策

広域化の推進は、消防体制の整備及び確立を図るものであり、広域化を推進する必要があると認める市町村について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的とします。

なお、広域化は、市町村、住民、消防関係者等の理解を得て進めていくことが肝要であり、これらの関係者のコンセンサスを得ながら推進する必要があります。

複数の市町村が消防事務を共同処理するため、地方自治法に基づき設置する一部事務組合方式による消防本部は、構成市町村の経費負担により運営されます。

このため、基本的には管理者をはじめ、組合を構成しているそれぞれの市町村が一部事務組合の趣旨を踏まえたうえで、構成市町村相互の連携を図り消防事務を推進することが必要です。

また、運営経費（消防団に係る経費を除く。）については、構成市町村から負担金として拠出されますが、一層の効率的・一体的な財政運営を行うことが求められています。

さらに、総務・管理部門の統合や指令系統の一本化、広域的な視点での署所や人員の適正配置など業務の効率化を図るとともに、人事管理面においても職員の処遇の不均衡の改善や交流を促進するなど、一部事務組合として一元的な運用を図り、組織体制の整備・強化や消防事務の効率化を図る必要があります。

なお、消防の広域化を推進する上では、市町村消防の原則を踏まえ、自主的な市町村の取り組みを尊重していくこととします。

また、本県消防相互応援協定は6地区に区分されていますが、広域化の推進にあたっては、その中核となる地区幹事消防機関である消防本部のリーダーシップが必要と考えます。

第2章 市町村の消防の現況及び将来の見通し

1 市町村消防の現況

(1) これまでの消防の広域化

消防は、火災その他の災害から住民の生命、身体及び財産を守ることを任務とし、市町村消防を原則とする消防制度は、昭和23年の消防組織法施行以来、施設や装備、組織などあらゆる面において充実し、住民の安全・安心の確保に大きな役割を果たしてきました。

本県では、昭和38年4月の消防組織法の一部改正により、消防の常備化、すなわち消防本部及び消防署を設置すべき市町村が指定されることになり、昭和39年に8市が指定されたのを始めに、その後の政令の改正等により順次指定され、昭和49年の六ヶ所村を最後に全市町村が指定されました。そして、六ヶ所村の業務開始日となった昭和49年6月1日をもって、県内全域において消防の常備化が達成されました。

一方、市町村は区域内の消防の任務を果たすべき責任を持っていますが、昭和40年代以降、道路、交通、通信網の発達とモータリゼーションの普及により、住民の生活圏は市町村の区域を越えて著しく拡大しました。このため、市町村が消防事務を単独で実施するよりも、広域的に処理する方が合理的な場合が多くなり、本県においては、昭和42年以降消防事務の共同処理の方法として一部事務組合方式を採用して、順次消防事務組合を設立していき、昭和40年代において13の組合消防が誕生しました。

このようにして、本県の消防は、県内全市町村での常備消防の確立とともに、13の組合消防と3つの単独消防による16消防本部体制となりました。

また、平成に入ると、国と都道府県の広域行政の推進と相まって全国的に消防の広域化が進展し、本県においては、平成10年9月に、消防本部の管轄人口10万人以上、消防職員100人以上の規模を目指した「青森県消防広域化基本計画」を策定し、当時、様々な課題を抱えていた小規模消防本部の再編を軸に広域化の検討がなされました。

その後、平成17年から18年にかけて、市町村合併に伴い、4地域において消防本部の広域再編が行われ、現在の10の組合消防と4つの単独消防による14消防本部体制となっています。

(2) 消防本部の現状

本県の消防本部をみると、平成19年4月1日現在、14消防本部、39消防署、51分署（出張所、分遣所を含む）の体制となっており、14消防本部のうち

ち、一部事務組合により消防事務を共同で処理しているのが10本部、市町村単独で処理しているところが4本部となっています。

なお、県内の消防本部のほとんどが広域で消防を行っていますが、一部ではいまだに市町村単位（または消防署単位）で消防職員の人事、消防本部の財政及び119番通報に基づく指令業務、部隊運用等を行っている消防本部があります。

(3) 管轄人口及び管轄面積の現状

本県の消防本部の管轄人口をみると、30万人以上が2本部、10万人以上30万人未満が1本部で、残る11本部は10万人未満となっており、そのうち8本部が5万人未満となっています。

1消防本部当たりの管轄人口の平均は、約10万3千人となっており、消防吏員1人あたりの管轄人口は約563名となっています。

また、本県の消防本部の管内面積は、1,000km²以上が4本部、500km²以上1,000km²未満が5本部で、残る5本部は500km²未満となっています。

1消防本部当たりの管轄面積の平均は約686km²となっており、消防吏員1人あたりの管轄面積は約3.8km²となっています。

(4) 消防吏員等の現状

本県における消防吏員数は、2,552人となっており、地域に最も身近な消防機関である消防団員数は19,974人となっています。

人員の推移をみると、消防吏員数はやや増加傾向となっていますが、消防団員数は減少傾向が続いています。

また、消防吏員数を規模別にみた場合、400人以上が1本部、200人以上400人未満が4本部、100人以上200人未満が4本部で、100人未満が5本部となっており、1消防本部当たりの職員数の平均は約183人となっています。

(5) 消防力の現状

本県における消防本部の職員数や車両配置等を、「消防力の整備指針（平成12年1月20日消防庁告示第1号）」に基づく基準と現有状況でみると、消防職員の充足状況は、基準数3,824人に対し、現有数が2,555人となっており、充足率は66.8%となっています。

これを管轄人口の規模別でみると、規模の大きい消防本部で充足率が高くなる傾向がありますが、救急隊員、救助隊員及び予防要員などの専従化はあまり進んでいません。

また、車両の充足状況は、消防ポンプ自動車及び救急自動車ではほぼ満たされているものの、比較的高価なはしご自動車、化学消防車及び救助工作車の充足率は低くなっています。

2 消防の現状及び将来の見通し

(1) 人口減少等による影響

① 県内人口の見込み

日本の総人口は、平成17年に戦後初めて減少に転じており、今後の長期的展望においても、少子化の進行により将来人口は減少すると予想され、県内人口については、今後も減少が見込まれています。

国立社会保障・人口問題研究所が平成12年度の国勢調査結果に基づき平成15年12月に行った日本の市区町村別将来推計人口によると、本県の人口は平成12年（西暦2000年）の国勢調査において約147万6千人であったものが、30年後の平成42年（同2030年）には約14%減少し、約126万5千人になると推計されています。

県内の消防本部管内別で見ると、大方の消防本部で人口の減少が見込まれており、最大で約36%の減となる消防本部もあります。

消防本部（署所を含む）の消防職員総数は、消防力の整備指針に基づき定められていますが、管轄人口の規模に応じて算定する部分も多く、一般的に管轄人口が減少した場合には、消防職員総数も減少することが見込まれます。

② 県内の高齢化率

本県の65歳以上の高齢化率は確実に上昇しており、全国を上回る水準で進んでいくものと見込まれています。

65歳以上の老年人口の推計においては、平成12年（西暦2000年）の国勢調査において約28万7千人であったものが、30年後の平成42年（同2030年）には、約46%増加し約42万人となると見込まれています。

県内の消防本部管内別で見ると、1本部を除き、いずれも老年人口の増加が見込まれており、最大で約70%の増となる消防本部も見込まれています。住宅火災の死者及び救急搬送人員の状況をみると、その約半数が65歳以上の高齢者であり、今後、高齢化、独居化の進行に伴い、さらに死者数及び救急需要が増大し続けることが懸念されます。

③ 消防職員の高年齢化状況

消防吏員の平均年齢は上昇傾向にあり、平成16年4月には、40歳を超えました。平均年齢は、今後も一定期間は上昇するものと予想されます。また、

退職予定者数も数年は増加傾向にあります。

これまでの常備化や広域化の過渡期に、年度別採用職員数にばらつきのあったところは、年齢別職員構成が偏っている状況にあります。このような消防本部や職員数の少ない消防本部、職員充足率の低い消防本部では、人事ローテーションの硬直化、救急救命士養成中や各種教育訓練期間中の補充要員が確保できないなどの理由により、救急救命士の養成や各種訓練機会も十分に確保されない状況になることが懸念されます。また、市町村ごとに人事管理を行う消防本部についても同様のことが言えます。

このことは大規模な消防本部と比較して、人材育成や職員の士気の高揚にも少なからず影響を与えているものと考えられます。

(2) 火災発生状況、予防業務及び防火対象物の推移

① 火災発生状況

本県の火災発生状況は、その年毎に変動があるものの、最近5年間の状況でみると、619件から728件の間で推移しており、年平均増減率で3.13%の減と減少傾向にあります。

火災出動状況は、最近5年間の状況でみると、697件から732件の間で推移しており、年平均増減率で0.38%の減と減少傾向にあります。

また、火災による死者数について最近5年間の状況でみると、31人から43人の間で推移しており、それ以前の10年間の状況と比べると減少傾向にあります。

さらに、火災による負傷者数について最近5年間の状況でみると、92人から112人の間で推移しており、それ以前の10年間の状況と比べると増加傾向にあります。

② 予防業務

近年、建築物の大規模・高層化、建築構造や設備の多様化が進み、また石油化学製品の普及などにより、消火、避難誘導、救助等の活動を困難にしており、特に、不特定多数の者が出入りする建築物でいったん火災が発生した場合には、多数の人命が損なわれる危険性が高くなっています。

また、全国的に、住宅火災による死者が建物火災による死者の大部分を占め、しかも高齢者の死者発生率が高い現状にあることから、総合的な住宅防火対策の推進など、予防体制の一層の充実強化が求められています。

③ 防火対象物の推移

本県における防火対象物の状況は、消防法施行令の改正等による影響はある

ものの、近年増加傾向にあり、平成19年3月末時点で51,010件となっています。また、そのうち地上5階以上は1,145件となっています。なお、防火対象物への立入検査件数については減少傾向にあります。

(3) 危険物業務

本県における危険物規制対象施設数（完成検査済証交付施設）は減少傾向にあり、平成19年3月末時点で9,267件となっています。また、製造所等への立入検査延べ回数は横這いとなっています。

一方、本県における危険物施設等の事故発生状況をみると、年毎に増減があるものの年間数件程度発生しており、平成18年中における事故件数は7件となっています。

(4) 救急業務

本県における救急自動車の出場件数、救急搬送人員数は毎年増加傾向にあり、平成18年中ではそれぞれ41,297件、38,792人となっています。

また、救急出場現場到着平均所要時間は、平成18年中の平均で6.3分となっています。

特に、高齢者人口の増加とともに急病による出場件数の増加が顕著となっています。

第3章 自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村（広域化対象市町村）の組合せ

1 市町村の消防の広域化推進の基本的考え方

消防の広域化が必要となる対象市町村及びその組合せについては、一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、組織管理、財政運営等の観点からも望ましいと考えられます。

なお、組合せに関する基準としては、管轄人口の観点から概ね30万人以上の規模を一つの目標とすることが適当とされますが、管轄面積の広狭、交通事情、地理的条件、広域行政、人口密度及び人口動態等の地域の事情を十分考慮する必要があります。

その上で、県内の半数以上が小規模な消防本部という現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等を考えると、消防体制の整備及び確立を図るためには、県内すべての市町村（すべての消防本部）を広域化の検討対象とする必要があります。

こうしたことから、県内の事情を考慮しつつ、以下の事項に留意して、対象市町村及びその組合せを定めます。

- ① 広域化により現在の消防力（住民に対する消防サービスの水準）の向上を目指すこと。
- ② スケールメリットを活用することにより市町村の財政負担をできるだけ低減していくこと。
- ③ 半島地域などの地理的条件を考慮し、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、医療圏など、既存の枠組みの範囲を基本として構築すること。
- ④ 消防本部体制の充実強化を図るため、県全体としてバランスが取れ、合意が得やすい枠組みとすること。
- ⑤ 単独消防を解消すること。

2 広域化対象市町村の組合せ及びその理由

(1) 広域化対象市町村の組合せ

本県の均衡のとれた広域化後の各消防本部とするため、次のとおり県内6圏域の消防本部体制とします。

① 青森地域

青森市、平内町、今別町、蓬田村及び外ヶ浜町の5市町村とし、消防本部で見ると、青森地域広域消防事務組合と平内町（現北部上北広域事務組合）による体制となります。

② 津軽地域

弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村及び板柳町の8市町村とし、消防本部でみると、弘前地区消防事務組合、黒石地区消防事務組合、平川市及び板柳町による体制となります。

③ 八戸地域

八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村及びおいらせ町の8市町村とし、消防本部でみると、八戸地域広域市町村圏事務組合による体制となります。

④ 西北五地域

五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町及び中泊町の6市町とし、消防本部でみると、五所川原地区消防事務組合、つがる市及び鱒ヶ沢地区消防事務組合による体制となります。

⑤ 上十三地域

十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町及び六ヶ所村の8市町村とし、消防本部でみると、十和田地域広域事務組合、三沢市、北部上北広域事務組合（平内町を除く）及び中部上北広域事業組合による体制となります。

⑥ 下北地域

むつ市、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村の5市町村とし、消防本部でみると、下北地域広域行政事務組合による体制となります。

(2) 組合せの理由

上記(1)の組合せを推進する理由としては、次のとおり「消防は地域に密着したサービス」であることを重視したほか、本県の地理的特性や実現性の確保も考慮しました。

なお、この圏域は、「広域市町村圏」「青森県市町村合併推進構想：本県における市町村の望ましい姿」と同一エリアとなっています。

○ 通勤、通学、買物等の日常生活圏としての社会的一体性の形成

消防は地域に密着したサービスであり、通勤、通学、買物等の日常生活圏としての社会的一体性の形成が図られるものである必要があります。

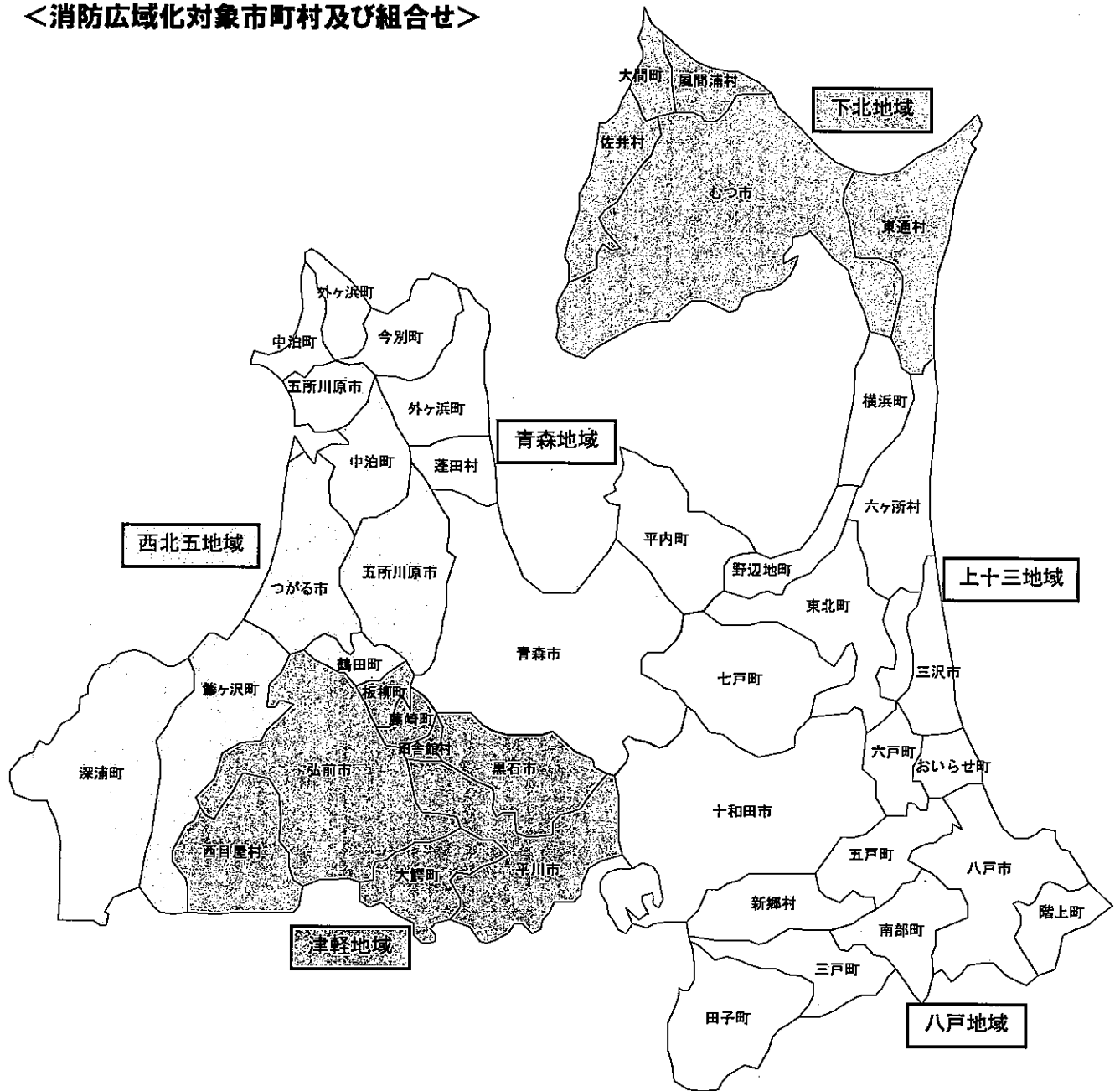
○ 二次保健医療圏との整合性

消防において生命の安全確保の根幹をなす救急業務については、医療機関との密接な連携の維持・確保が重要であり、地域における緊急な治療や入院の必要な重症患者を対象とした救急医療提供体制（二次救急医療体制）の圏域でもある二次保健医療圏を考慮した一定のまとまりのある規模とする必要があります。

○ 既存の広域行政、一体的整備計画の展開との整合性

既存の広域行政や道路整備等の一体的整備計画の展開との整合性を図ることにより、消火や防災、救急救助活動にあたって、これらの基盤を活用した迅速な効果的な活動が期待できます。

<消防広域化対象市町村及び組合せ>



No.	圏域名	構成団体数	広域化対象(構成)市町村名	市町村数	人口(人)	面積(k㎡)	消防吏員(人)
①	青森地域	1組合、1町	青森市、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、平内町	5	340,427	1,477	476
②	津軽地域	2組合、2市町	弘前市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、黒石市、田舎館村、平川市、板柳町	8	317,610	1,598	462
③	八戸地域	1組合	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町	8	348,205	1,346	398
④	西北五地域	2組合、1市	五所川原市、鶴田町、中泊町、つがる市、藤ヶ沢町、深浦町	6	155,246	1,753	432
⑤	上十三地域	3組合、1市	十和田市、六戸町、三沢市、野辺地町、横浜町、六ヶ所村、七戸町、東北町	8	191,417	2,018	514
⑥	下北地域	1組合	心つ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村	5	83,752	1,415	270
合 計				40	1,436,657 (H17 国調)	9,607 (H17 国調)	2,552 (現況調査)

第4章 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

本県における自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置を以下のとおり定めます。

県は、消防の広域化の推進のために必要となる支援や県民及び関係者等への情報提供や普及啓発を行い、消防広域化実現に向けた地域の取り組みを積極的に支援していきます。

1 広域化を推進するための体制の整備

市町村・消防等に対する相談体制の充実を図り、市町村関係者、消防関係者及び住民に対する普及啓発活動等を実施します。

2 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等

消防広域化に関するホームページ開設や県の広報媒体の活用等により、広く関係者及び県民への情報提供や普及啓発活動を行います。

また、必要に応じて説明会等への職員等の派遣や出前講座を実施します。

3 各市町村に対する情報提供、協議への参画等

消防広域化の実現のためには、計画策定後も幅広く関わり、広域化対象市町村による「広域消防運営計画」の協議等へは、積極的に参画していくとともに、その他必要な支援を行います。

また、国の支援策の充実、財源の確保については、引き続き国に要請していきます。

4 関係市町村間の協議の積極的な推奨、調整等

広域化対象市町村の全部または一部から求めがあったときは、消防組織法第33条第4項に基づき、市町村相互間における必要な調整を行うものとします。

この調整とは、当該広域化対象市町村間の広域化に関する事項についての幅広い仲介、連絡調整等を行うものであり、関係市町村の合意形成のために積極的に調整を行うものとします。

第5章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分発揮することができるよう広域化後の消防の円滑な運営の確保に努める必要があります。

広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であり、そのための方策として、消防庁長官の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」第四の3に示された内容等について、構成市町村等間において十分協議することが必要です。

また、現場の消防職員や住民にも情報を開示し、意見が反映できるよう十分配慮することが必要です。

1 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが特に重要であり、本部機能、職員の身分等運営体制の一元化が必要となるほか、通信指令業務についても、高度で複雑な災害対応や効率的な救急業務に応え得るようできるだけ広域的な運用を図ることが必要です。

また、消防の広域化に伴い管轄する面積が広大となるので、消防本部と消防署間の連絡調整や管理、指導の円滑かつ適正な執行を確保するため、消防本部の内部組織として「消防方面本部」を設置し運用することも有効です。

さらに、住民サービスを低下させないため、許認可事務など一定の窓口業務を消防署長の事務とすることも有効です。

2 構成市町村等間の関係

市町村の消防の広域化は、主に一部事務組合、広域連合または事務委託により行われることとなりますが、その場合広域化後の消防は、組合の構成市町村または受託市町村もしくは委託市町村との意思疎通及び情報共有が円滑に行われる方式を、構成市町村等の協議により選択することに意を用いる必要があります。

3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防体制を適切に整備することが重要となりますが、そのための方策としては、例えば、以下のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合または事務委託の規約、規程等において定めることとすることが有効です。

(1) 組合の方式による場合

- ① 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額または負担割合等に係る基本的なルールを明確にすること。
- ② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。
- ③ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること。
- ④ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。
- ⑤ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長または消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- ⑥ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。
- ⑦ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

(2) 事務委託の方式による場合

- ① 委託料に係る基本的なルールを明確にすること。
- ② 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長または消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- ③ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

第6章 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

広域化後の消防本部と消防団や防災・国民保護担当部局など市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保が重要です。

広域化後の消防本部と消防団や市町村防災・国民保護担当部局で、定期的に合同訓練を行うとともに、協議や情報共有をする体制を整え、お互いの活動の連携強化を図る必要があります。

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第37条の規定に基づき、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、一市町村に一団を置くものとされています。

この場合、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となります。

そのために、次のような具体的方策が考えられます。

- ① 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整を行う。
- ② 平素からの各消防団合同または常備消防を含めた訓練等を実施する。
- ③ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等を行う。
- ④ 常備消防と消防団との連絡通信手段を確保する。

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との連携の確保を図ることが必要です。

2 市町村防災・国民保護担当部局との連携の確保

市町村の防災・国民保護業務は、住民の安全・安心の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要です。

この場合、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となります。

そのために、次のような具体的方策が考えられます。

- ① 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託する。

- ② 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会を設置する。
- ③ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等を行う。
- ④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流を行う。
- ⑤ 総合的な合同防災訓練を実施する。
- ⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化を行う。
- ⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる24時間体制を確保する。

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図ることが必要です。

参 考 资 料

消防本部及び消防署等の設置状況

[平成19年4月1日現在]

消防本部署名	組合管理者	構成市町村名	所在地	消防署	分署等	
青森地域広域消防事務組合	青森市長	青森市、今別町、蓬田村、外ヶ浜町	〒030-0861 青森市長島二丁目1-1 017-775-0854	(併)中央消防署、東消防署、浪岡消防署	3 神徳分署、油川分署、新城分署、浪館分署、外ヶ浜分署、今別分署、浅虫分署、筒井分署、原別分署、横内分署	10
弘前地区消防事務組合	弘前市長	弘前市、藤崎町、大鰐町、西目屋村、平川市(旧碓ヶ岡村区域)	〒036-8203 弘前市大字本町2-1 0172-32-5101	(併)弘前消防署、東消防署	2 藤代分署、西北分署、西分署、目屋分署、枡形分署、南分署、碓ヶ岡分署、北分署	8
八戸地域広域市町村圏事務組合	八戸市長	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南郷町、おいらせ町、陸上町、新郷村	〒031-0075 八戸市内丸一丁目1-2 0178-44-2131	八戸消防署、八戸北消防署、八戸東消防署、三戸消防署、五戸消防署、	5 紋分署、陸上分署、田子分署、名川分署、南郷分遣所、福地分遣所、栢野分遣所、尻内分遣所、根城分遣所、河原木分遣所、大館分遣所、小中野分遣所、西分遣所	13
黒石地区消防事務組合	黒石市長	黒石市、田舎館村	〒036-0357 黒石市追子野木1-576 0172-53-1000	(併)黒石消防署、田舎館消防署	2 山形分署	1
五所川原地区消防事務組合	五所川原市長	五所川原市、鶴田町、中泊町	〒037-0074 五所川原市宇岩木町12 0173-35-2019	(併)五所川原消防署、金木消防署、市浦消防署、鶴田消防署、中屋消防署、小泊消防署	6 京分署	1
十和田地域広域事務組合	十和田市長	十和田市、六戸町	〒034-0082 十和田市西二番町7-10 0176-25-4111	(併)十和田消防署、十和田湖消防署、六戸消防署	3 湖畔出張所	1
三沢市	——	——	〒033-0123 三沢市大字三沢字堀口17-36 0176-54-4111	(併)三沢市消防署	1 中央分署、北分署、古間木出張所	3
つがる市	——	——	〒038-3142 つがる市木造赤根1-1 0173-42-2105	(併)つがる市消防署	1 柏分遣所、森田分署、稲垣分署、車力分署	4
平川市	——	——	〒036-0113 平川市平田森前田331 0172-44-3122	(併)平川市消防署	1	
下北地域広域行政事務組合	むつ市長	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村	〒035-0071 むつ市小川町二丁目14-1 0175-22-3819	(併)むつ消防署、大畑消防署、大間消防署、大湊消防署、東通消防署	5 川内消防分署、鷹野沢消防分署、風間浦消防分署、下風呂分遣所、佐井消防分署、北分遣署、南分遣署	7
北部上北広域事務組合	野辺地町長	野辺地町、平内町、横浜町、六ヶ所村	〒039-3113 上北郡野辺地町字田狭沢40-9 0175-64-0650	(併)野辺地消防署、平内消防署、六ヶ所消防署、横浜消防署	4 北分署、南分署	2
中部上北広域事業組合	東北町長	七戸町、東北町	〒039-2501 上北郡七戸町字荒畑内159-4 0176-62-3142	(併)中央消防署、上北消防署、東北消防署	3	
鱒ヶ沢地区消防事務組合	鱒ヶ沢町長	鱒ヶ沢町、深浦町	〒038-2753 西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町209-2 0173-72-4527	(併)鱒ヶ沢消防署、深浦消防署	2 岩崎分署	1
板柳町	——	——	〒038-3672 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井70 0172-73-2339	(併)板柳町消防署	1	
県計					39	51

※(併)は消防本部と併設

県内消防本部の現況

(平成19年4月1日現在)

団体名称	本部設置年月日	消防署数	分署・出張所等数		消防吏員数(人)	管内消防団数		消防団員数(人)
				うち分遣所数			うち分団数	
県 計		39	51	13	2,552	47	784	19,974
青森地域広域消防事務組合	S47.4.1	3	10	0	448	5	88	2,480
弘前地区消防事務組合	S46.4.1	2	8	0	268	5	156	2,860
八戸地域広域市町村圏事務組合	S46.7.1	5	13	9	398	12	147	4,050
黒石地区消防事務組合	S46.4.1	2	1	0	94	2	15	1,063
五所川原地区消防事務組合	S45.4.1	6	1	0	241	3	49	1,546
十和田地域広域事務組合	S47.9.1	3	1	0	168	2	19	1,016
三 沢 市	S32.4.1	1	3	0	113	1	17	305
下北地域広域行政事務組合	S47.6.1	5	7	3	270	5	101	2,031
つ がる 市	H17.2.11	1	4	1	117	1	57	1,324
平 川 市	H18.1.1	1	0	0	65	2	17	624
北部上北広域事務組合	S45.4.1	4	2	0	167	4	39	912
中部上北広域事務組合	S42.4.1	3	0	0	94	2	32	545
鱒ヶ沢地区消防事務組合	S47.8.1	2	1	0	74	2	29	917
板 柳 町	S42.4.1	1	0	0	35	1	18	301

※資料「消防防災・震災対策現況調査」

※消防団、消防団員数は、各消防本部の管轄市町村(地域)毎に集計。

消防吏員の年齢構成の状況

(平成19年4月1日現在)

団体名称	29歳以下		30~39歳		40~49歳		50歳以上		合計	平均年齢
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)		
県 計	501	(19.6 %)	753	(29.5 %)	480	(18.8 %)	818	(32.1 %)	2,552	41.0
青森地域広域消防事務組合	85	(19.0 %)	108	(24.1 %)	114	(25.4 %)	141	(31.5 %)	448	41.4
弘前地区消防事務組合	40	(14.9 %)	92	(34.3 %)	47	(17.5 %)	89	(33.2 %)	268	41.5
八戸地域広域市町村圏事務組合	88	(22.1 %)	81	(20.4 %)	51	(12.8 %)	178	(44.7 %)	398	42.7
黒石地区消防事務組合	17	(18.1 %)	19	(20.2 %)	16	(17.0 %)	42	(44.7 %)	94	43.7
五所川原地区消防事務組合	53	(22.0 %)	62	(25.7 %)	53	(22.0 %)	73	(30.3 %)	241	41.0
十和田地域広域事務組合	32	(19.0 %)	66	(39.3 %)	27	(16.1 %)	43	(25.6 %)	168	39.7
三 沢 市	12	(10.6 %)	49	(43.4 %)	31	(27.4 %)	21	(18.6 %)	113	40.0
下北地域広域行政事務組合	67	(24.8 %)	105	(38.9 %)	38	(14.1 %)	60	(22.2 %)	270	37.8
つ がる 市	21	(17.9 %)	32	(27.4 %)	22	(18.8 %)	42	(35.9 %)	117	41.7
平 川 市	13	(20.0 %)	28	(43.1 %)	10	(15.4 %)	14	(21.5 %)	65	38.1
北部上北広域事務組合	38	(22.8 %)	43	(25.7 %)	44	(26.3 %)	42	(25.1 %)	167	39.9
中部上北広域事務組合	22	(23.4 %)	21	(22.3 %)	14	(14.9 %)	37	(39.4 %)	94	41.4
鱒ヶ沢地区消防事務組合	9	(12.2 %)	30	(40.5 %)	10	(13.5 %)	25	(33.8 %)	74	41.7
板 柳 町	4	(11.4 %)	17	(48.6 %)	3	(8.6 %)	11	(31.4 %)	35	40.7

※資料「消防防災・震災対策現況調査」

本県消防の過去5年間の推移

1 吏員数の状況（毎年4月1日現在）

	消防吏員数 (人)					消防団員数 (人)				
	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H
	19	18	17	16	15	19	18	17	16	15
県計	2,552	2,547	2,535	2,544	2,535	19,974	20,197	20,373	20,649	20,837
	年平均増減率 0.17%					年平均増減率 △1.05%				

2 車両数の状況（毎年4月1日現在）

	消防ポンプ車（水槽付含む） (台)					化学消防自動車 (台)					救急自動車 (台)				
	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H
	19	18	17	16	15	19	18	17	16	15	19	18	17	16	15
県計	144	140	149	149	149	21	21	17	17	17	108	108	108	106	105

3 火災等の状況（毎年1月1日～12月31日）

	火災（全火災） 発生件数 (件)					火災出動件数 (件)				
	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H
	18	17	16	15	14	18	17	16	15	14
県計	619	651	728	666	703	720	726	732	697	731
	年平均増減率 △3.13%					年平均増減率 △0.38%				

4 救急業務の状況（毎年1月1日～12月31日）

	救急出場件数 (件)					救急搬送人員数 (人)				
	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H
	18	17	16	15	14	18	17	16	15	14
県計	41,297	42,317	40,502	39,270	37,698	38,792	40,036	38,323	37,397	35,962
	年平均増減率 2.31%					年平均増減率 1.91%				

県内消防本部管轄人口別消防力の充足状況表(平成18年4月1日現在)

【消防ポンプ車(署所管理分)】

管轄人口	基準数	現有数	充足率(%)
5万人未満(8本部)	44	44	100.0
5万人以上10万人未満(3本部)	35	29	82.9
20万人以上(3本部)	77	77	100.0
全 体	156	150	96.2

【はしご自動車】

管轄人口	基準数	現有数	充足率(%)
5万人未満(8本部)	5	1	20.0
5万人以上10万人未満(3本部)	3	2	66.7
20万人以上(3本部)	8	7	87.5
全 体	16	10	62.5

【化学消防車】

管轄人口	基準数	現有数	充足率(%)
5万人未満(8本部)	13	11	84.6
5万人以上10万人未満(3本部)	4	3	75.0
20万人以上(3本部)	7	7	100.0
全 体	24	21	87.5

【救助工作車】

管轄人口	基準数	現有数	充足率(%)
5万人未満(8本部)	9	4	44.4
5万人以上10万人未満(3本部)	9	3	33.3
20万人以上(3本部)	8	7	87.5
全 体	26	14	53.8

【救急自動車】

管轄人口	基準数	現有数	充足率(%)
5万人未満(8本部)	29	29	100.0
5万人以上10万人未満(3本部)	24	24	100.0
20万人以上(3本部)	37	36	97.3
全 体	90	89	98.9

【消防水利】

管轄人口	基準数	現有数	充足率(%)
5万人未満(8本部)	7,528	4,686	62.2
5万人以上10万人未満(3本部)	6,359	4,240	66.7
20万人以上(3本部)	14,525	10,662	73.4
全 体	28,412	19,588	68.9

【消防職員】

管轄人口	基準数	現有数	充足率(%)
5万人未満(8本部)	1,214	771	63.5
5万人以上10万人未満(3本部)	1,017	669	65.8
20万人以上(3本部)	1,593	1,115	70.0
全 体	3,824	2,555	66.8

(参考)【消防職員のうち予防要員の割合】

管轄人口	現有数	予防要員	率(%)
5万人未満(8本部)	771	38	4.9
5万人以上10万人未満(3本部)	669	36	5.4
20万人以上(3本部)	1,115	70	6.3
全 体	2,555	144	5.6

※資料「平成18年度消防施設整備計画実態調査」

※「基準数」は、各消防本部が消防力の整備指針に基づき算定した必要台数の合計数(各地域の諸事情を勘案した数)。
 「現有数」は、各消防本部の実際の保有数の合計数。

県内消防本部管轄人口別の救急・救助関係データ(平成19年4月1日現在)

【救急隊員の専任割合】

管轄人口	救急隊員数	左のうち専任隊員数	割合(%)
5万人未満(8本部)	486	55	11.3
5万人以上10万人未満(3本部)	467	74	15.8
20万人以上(3本部)	413	207	50.1
全 体	1366	336	24.6

【救急救命士運用隊の割合】

管轄人口	救急隊数	左のうち救急救命士運用隊数	割合(%)
5万人未満(8本部)	28	19	67.9
5万人以上10万人未満(3本部)	22	21	95.5
20万人以上(3本部)	37	26	70.3
全 体	87	66	75.9

【特別救助隊の割合】

管轄人口	救助隊数	左のうち特別救助隊数	割合(%)
5万人未満(8本部)	5	1	20.0
5万人以上10万人未満(3本部)	8	0	0.0
20万人以上(3本部)	9	7	77.8
全 体	22	8	36.4

※資料「救急・救助実施状況調」

各消防本部の管轄区域別 将来推計人口

消防本部	市町村	人口(人)		増減率 (%)		
		2000 (H12) 年国勢調査	2030 (H42) 年将来推計			
青森地域広域消防事務組合	青森市	318,732		299,934		
	外ヶ浜町	9,170		4,647		
	今別町	4,124	管轄区域計	1,548	管轄区域計	
	蓬田村	3,480	335,506	1,990	308,119	▲18.2
弘前地区消防事務組合	弘前市	183,217		165,893		
	藤崎町	16,858		13,917		
	大鱒町	12,881		7,825		
	平川市(旧 碓ヶ関村の区 域)	3,426	管轄区域計	1,997	管轄区域計	
	西目屋村	2,049	228,431	1,173	190,805	▲16.5
八戸地域広域市町村圏 事務組合	八戸市	248,608		213,574		
	三戸町	13,223		9,065		
	五戸町	21,318		17,867		
	田子町	7,288		4,652		
	南部町	22,596		17,334		
	おいらせ町	23,220		26,967		
	階上町	15,618	管轄区域計	16,994	管轄区域計	
	新郷村	3,343	355,214	2,129	308,582	▲13.1
黒石地区消防事務組合	黒石市	39,059	管轄区域計	35,146	管轄区域計	
	田舎館村	8,835	47,894	6,865	42,011	▲12.3
五所川原地区消防事務 組合	五所ヶ原市	63,208		51,464		
	鶴田町	15,795	管轄区域計	13,303	管轄区域計	
	中泊町	15,325	94,328	9,252	74,019	▲21.5
十和田地域広域事務組 合	十和田市	69,630	管轄区域計	61,410	管轄区域計	
	六戸町	10,481	80,111	9,248	70,658	▲11.8
下北地域広域行政事務 組合	むつ市	67,022		57,680		
	大間町	6,566		5,201		
	東通村	7,975		6,090		
	風間浦村	2,793	管轄区域計	1,745	管轄区域計	
	佐井村	3,010	87,366	1,888	72,604	▲16.9
北部上北広域事務組合	野辺地町	16,012		13,282		
	平内町	14,628		9,682		
	横浜町	5,508	管轄区域計	4,006	管轄区域計	
	六ヶ所村	11,849	47,897	10,312	37,282	▲22.2
中部上北広域事業組合	七戸町	19,357	管轄区域計	13,832	管轄区域計	
	東北町	20,591	39,948	15,513	29,345	▲26.5
鱒ヶ沢地区消防事務組 合	鱒ヶ沢町	13,551	管轄区域計	9,227	管轄区域計	
	深浦町	11,799	25,350	7,056	16,283	▲35.8
三沢市消防本部	三沢市	42,495		42,670		▲0.4
つがる市消防本部	つがる市	41,320		32,228		▲22.0
平川市消防本部	平川市(旧 碓ヶ関村の区 域を除く)	33,028		27,060		▲18.1
板柳町消防本部	板柳町	16,840		13,527		▲19.7
14消防本部	計(40市町村)	1,475,728		1,265,193		▲14.3

資料「将来の市区町村別人口(国立社会保障・人口問題研究所2003.12推計)」

目次

(抄)

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 国の行政機関（第二条―第五条）
- 第三章 地方公共団体の機関（第六条―第三十条）
- 第四章 市町村の消防の広域化（第三十一条―第三十五条）
- 第五章 各機関相互間の関係等（第三十六条―第五十一条）

附則

第四章 市町村の消防の広域化

（市町村の消防の広域化）

第三十一条 市町村の消防の広域化（二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下この条において同じ。）を共同して処理することとする）又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下この章において同じ。）は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

（基本指針）

第三十二条 消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに市町村の消防の広域化が行われた後の消防（以下「広域化後の消防」という。）の円滑な運営を確保するための基本的な指針（次項及び次条第一項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
 - 二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間
 - 三 次条第二項第三号及び第四号に掲げる事項に関する基準

四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

（推進計画及び都道府県知事の関与等）

第三十三条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村

を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- 二 市町村の消防の現況及び将来の見通し
- 三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村（以下「広域化対象市町村」という。）の組合せ
- 四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項
- 五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- 六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあつたときは、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。

5 都道府県知事が、第三十八条の規定により、広域化対象市町村に対し、市町村の消防の広域化に関する協議の推進に必要措置を講じなければならない旨を勧告したときは、当該広域化対象市町村は、当該勧告に基づいて講じた措置について、都道府県知事に報告しなければならない。

6 都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

（広域消防運営計画）

第三十四条 広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行うおとすときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画（以下この条及び次条第二項において「広域消防運営計画」という。）を作成するものとする。

2 広域消防運営計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針

二 消防本部の位置及び名称

三 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 広域化対象市町村が、広域消防運営計画を作成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二第一項の規定により協議会を設ける場合にあつては、当該協議会には、同法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を当該協議会の会長又は委員として加えることができる。

（国の援助等）

第三十五条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

2 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合せに基づき市町村の消防の広域化を行った場合において、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために必要な経費に充てるために起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該広域化対象市町村の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

平成十八年六月十四日公布・施行

○消防庁告示第三十二号
消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三十二條第一項の規定に基づき、市町村の消防の広域化に関する基本指針を次のように定める。
平成十八年七月十二日

消防庁長官 板倉 敏和

市町村の消防の広域化に関する基本指針

一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1 市町村の消防の広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある。

- ① 災害発生時における初動体制の強化
 - ② 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
 - ③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
 - ④ 救急業務や予防業務の高度化及び専門化
 - ⑤ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
 - ⑥ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮
- 等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する財政運営の効率化と基盤の強化が期待される。

こうしたことから、これまで自主的な市町村の消防の広域化が推進されてきたところであり、市町村合併の進展とも相まって、全国の消防本部の数は、最も多かった平成三年十月の九百三十六本部から、平成十八年四月には八百一十一本部にまで減少してい

るが、広域化が十分に進んだとは言えない状況にある。また、日本の総人口は、平成十七年に戦後初めて減少に転じており、今後も少子化の進行により、将来人口が減少することが予想されている。これにより一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少すると考えられる。さらに、消防本部とともに地域の消防を担っている消防団員の担い手不足の問題も懸念される。

このような現状にかんがみると、市町村の消防の体制の整備及び確立を図るためには、今後ともより一層自主的な市町村の消防の広域化を推進することが必要である。

2 消防組織法における市町村の消防の広域化の基本的な考え方

消防組織法では市町村の消防の広域化に関し、次の事項について定めている。

- ① 市町村の消防の広域化の理念及び定義
- ② 消防庁長官による基本指針の策定
- ③ 都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事の関与等
- ④ 広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成
- ⑤ 国の援助及び地方債の特別の配慮

この市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならないとされているため、広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことはあってはならない。また、市町村の消防の広域化とは、二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理することとする（又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること）をいうと定義されている。したがって、広域化の対象は、いわゆる常備消防であり、消防団はその対象ではない。

3 国における自主的な市町村の消防の広域化を推進するための施策

- (1) 国は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、次のような施策を講ずる。
 - ① 消防広域化推進本部の設置
 - ② 消防庁に、都道府県及び市町村における広域化の取組を支援するための消防広域化推進本部を設置する。
 - ③ 広報及び普及啓発
- (2) 広域化の必要性やメリットについて、国民の理解を十分に深めるため、あらゆる機会を捉え、ま

た、適当な広報媒体を活用することにより、広域化に関する広報及び普及啓発を行う。

- (3) 都道府県及び市町村に対する情報提供
広域化の推進に関する制度、広域化を行った先進事例、実際に広域化を行う際の留意事項等については、都道府県及び市町村に対して逐次紹介又は情報提供し、関係者における広域化に関する理解の促進を図る。
- (4) 相談体制の確保充実
広域化に関する協議を進めるに当たっての諸課題への対処方策等広域化に関する個別具体の相談に積極的に対応する。
- (5) 財政措置

都道府県に対して、推進計画の策定に要する経費について所要の普通交付税措置を講ずるほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四條第一項の地方公共団体の組合で広域化を行った広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行った広域化対象市町村又は同項の地方公共団体の組合で広域化を行う広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行う広域化対象市町村（以下「広域化対象市町村等」という。）に対して、当該広域化対象市町村等が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費等について、財政運営に支障を生ずることのないよう、次の財政措置を講ずる。

- ① 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）に伴う広域消防運営計画の作成に要する経費及び臨時に増加する行政に要する経費について所要の特別交付税措置を講ずる。
- ② 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）に伴う広域化の推進に要する経費について、消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）に基づき行わなければならない広域消防推進計画に定められた消防署若しくは出張所又は指令センターの整備事業であつて、当該広域化後五年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- ③ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

- ④ 市町村の消防の広域化に伴い新・改築する消防舎と一体的に整備する自主防災組織等のための訓練・研修施設等の整備に要する経費について防災基盤整備事業として所要の地方財政措置を講ずる。
- ⑤ 消防通信・指令施設(消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター)の整備に要する経費について防災基盤整備事業として所要の地方財政措置を講ずる。
- ⑥ 市町村の消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設等整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮をするものとする。

二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

- 市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立のため、不断に取り組んでいかなければならない課題であるが、これまでの実績を踏まえた上で、今後着実に推進するためには、当面、一定の期限を区切って広域化に取り組むことが必要である。
- (1) 都道府県の推進計画の策定の期限
都道府県においては、できる限り早期に推進計画を定めることが望ましいが、遅くとも平成十九年度中には定めること。
- (2) 市町村の消防の広域化の実現の期限
各広域化対象市町村においては、広域消防運営計画の作成等、広域化に向けた取組を行い、推進計画策定後五年度以内(平成二十四年度まで)を目途に広域化を実現すること。

三 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

- 1 推進計画の策定
都道府県が、本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認められる場合に、その市町村を対象として定めることとされている推進計画には、次のような事項を定めることとなる。
- (1) 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

- 次のような事項に留意して定めること。
- ① 推進計画は、広域化を推進する必要があると認められる市町村について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的とすること。
 - ② 広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るため推進するものであること。
 - ③ 広域化は、市町村、住民、消防関係者等の理解を得て進めようとする必要があり、これらの関係者のコンセンサスを得ながら推進していくように努めること。
 - (2) 市町村の消防の現状及び将来の見通し
次のような事項に留意して定めること。
 - ① 広域化を推進するに当たっては、まず、当該都道府県における広域化の必要性を十分認識する必要があることから、各都道府県における消防需要の動向、これに対する消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の状況等の市町村の消防の現状について、市町村の協力を得つつ、消防本部の規模別に十分把握し、その問題点を分析し、認識する必要があること。
 - ② さらに、今後の少子化の進展による人口の減少、消防需要の変化、消防職員の高齢化等の進展の中で、市町村の消防が将来どのような姿になっていくかの見通しについても、市町村の協力を得つつ、的確に分析し、認識する必要があること。
 - (3) 広域化対象市町村の組合せ
本指針二、二に基づき定めること。
 - (4) 自主的な市町村の消防の広域化を推進するため必要な措置に関する事項
本指針三、三に基づき定めること。
 - (5) 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
本指針四を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。
 - (6) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
本指針五を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。
- なお、都道府県が推進計画を定めるに当たっては、都道府県に、都道府県、市町村の代表、消防機関の代表(常備消防、消防団)、住民代表及び学識経験者等で構成する委員会等の協議機関を設置するなどして、関係者のコンセンサスの形成に努めることが重要である。
- また、都道府県が推進計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を

聴かなければならないとされているところである。

2 推進計画に定める市町村の組合せに関する基準

- 各都道府県は、以下の点を十分考慮した上で、推進計画において、広域化対象市町村及びその組合せを定めること。
- (1) 市町村の消防の広域化の規模
一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。

その上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等にかんがみると、管轄人口の観点から言えばおおむね三十万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。

- ただし、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、これらに対する十分な考慮が必要である。
- (2) 配慮及び留意すべき事項
既存の消防広域化基本計画に基づいて行われた広域化の状況及び非常備市町村の常備化の必要性に配慮する必要がある。

また、市町村合併との関係について、推進計画に定める市町村の組合せは、市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第五十九条第一項に規定する自主的な市町村の合併の推進に関する構想により定められた市町村の組合せに十分留意する必要がある。

3 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する基準

消防組織法第三十三条において、都道府県知事が行う市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等について定められていることを踏まえ、各都道府県は、推進計画において、当該各都道府県における自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置を定めること。

- 具体的には、
- ① 広域化を推進するための体制の整備
- ② 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等
- ③ 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保、職員の派遣等
- ④ 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、

調整等
⑤ 広域化に関する調査研究等が考えられるところであり、これらを参考にしつつ、必要な措置を定め、都道府県として広域化の推進に積極的に取り組むこと。

四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1 広域化後の消防の体制の整備
市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果をも十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要である。

2 構成市町村等間の関係
市町村の消防の広域化は、主に一部事務組合、広域連合又は事務委託により行われることとなるが、その場合広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村(以下「構成市町村等」という。)との意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要がある。

3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策
このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保のために、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であるが、そのための方策としては、例えば、以下のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることとする(1)が有効である。

- ① 組合の方式による場合
② 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
③ 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること
④ 中長期的な整備費用の見直しを含めた消防力の整備計画を策定すること
⑤ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること
⑥ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を

策定すること。

⑥ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。

⑦ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

(2) 事務委託の方式による場合

- ① 委託料に係る基本的なルール
② 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
③ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

4 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、本指針1、2のとおり、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされており、従来どおり、消防力の整備指針第三十七条に基づき、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、一市町村に一団を置くものとする。

この場合、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となる。

- ① 消防団の管内に消防団の数を削減することにより、消防団の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる消防団との一元的な連絡調整
② 平常からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
③ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、

定例的な連絡会議の開催等

④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保
以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との連携の確保を図ることが必要である。

2 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。

この場合、市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- ① 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
② 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
③ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流

⑤ 総合的な合同防災訓練の実施

⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化

⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる二十四時間体制の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図ることが必要である。

3 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。